

東京産食材を使用した米粉パン商品開発支援事業費補助金交付要綱

5 米利推委第 7 号

令和 5 年 5 月 15 日

第 1 趣旨

米粉等利用推進委員会（以下「委員会」という。）は、東京産食材を使用した米粉パン商品開発支援事業実施要綱（令和 5 年 5 月 15 日付 5 米利推委第 7 号。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第 2 補助対象事業及び補助率

補助金の交付の対象となる事業は、実施要綱第 4 に定める審査会において、支援対象として認められた商品開発の取組であり、その事業内容、事業実施主体、補助対象経費及び補助率については別表に定めるとおりとする。

第 3 暴力団の排除

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）又は暴力団（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）に該当する場合は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

なお、申請者が法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等についても、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

第 4 補助金の交付申請

- 1 申請者は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を別に定める期日までに米粉等利用推進委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。
- 2 申請者は、前項の規定による申請書を提出するに当たって補助金額を算定する際は、事業に要する経費から消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。
- 3 申請者が前項の規定による申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第 1 号の 2）を提出しなければならない。

第 5 補助金の交付決定

- 1 委員長は、第4の申請書の提出があったときは、審査会に事業計画を諮り、補助金の交付を決定するものとする。
- 2 委員長は前項により決定した補助金対象事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、別記様式第2号による補助金交付決定通知書をもって、速やかに補助金の交付決定を通知するものとする。
- 3 第1項の場合において、委員長は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項について修正を加え、又は条件を付することができる。

第6 申請の取下げ及び事情変更による決定の取消申請等

- 1 補助事業者は、第5第2項の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、別記様式第3号による補助事業辞退届を委員長に提出しなければならない。
また、交付の決定前に申請を取り下げるときも、補助事業辞退届を提出するものとする。
- 2 委員長は、交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第7 補助事業の内容又は経費の配分変更等

- 1 補助事業者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第4号）を委員長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
 - (1) 事業内容の著しい変更
 - (2) 総事業費の3割を超える変更
- 2 委員長は、前項の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付して承認することができる。
- 3 補助事業者は、代表者等（名称、所在地、代表者名）の変更等をしたときは、別記様式第5号による補助事業者（名称、所在地、代表者名）変更届を速やかに委員長に提出しなければならない。

第8 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第6号）を委員長に提出しなければならない。
- 2 委員長は、前項の申請書の審査及び必要に応じて行う現場調査等によりに相当と認められる場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第9 遅延等の報告

補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書（別記様式第7号）を委員長に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、第8の規定に該当する場合を除く。

第10 遂行命令等

- 1 委員長は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 委員長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第11 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で、委員会の会計年度が終了したときは、実績報告書（別記様式第8号）を速やかに委員長に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第12 補助金の額の確定

- 1 委員長は、第11の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記様式第9号により当該補助事業者に通知する。
- 2 前項による交付すべき補助金の確定額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額と交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 3 事業の実施（試作品の販売等）により発生した収入がある場合は、事業を実施するために要した経費から当該収入（試作品の販売額等）を差し引いた額を補助対象経費とする。

第13 是正措置

- 1 委員長は、第12の規定による調査の結果、補助事業の成果等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずることができる。
- 2 第11の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第14 補助金の支払及び請求

- 1 第12の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに別記様式第10号による補助金請求書を委員長に提出するものとする。
- 2 委員長は、補助金請求書が提出されたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

第15 決定の取消し

- 1 委員長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合、補助事業者に対して補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、使用人、従業員、構成員等を含む。）が、暴力団等に該当するに至ったとき。
 - (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第12の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第1項による取消しをした場合には、速やかにこの補助金の決定の取消しの内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助事業者に通知するものとする。

第16 補助金の返還

委員長は、第15の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

第17 違約加算金及び延滞金

- 1 委員長が、第15の規定により、補助事業者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しななければならない。
- 2 委員長が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した

延滞金（100円未満金の場合を除く。）を納付しなければならない。

第18 違約加算金及び延滞金の計算

- 1 第17第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 2 第17第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第19 帳簿及び関係書類の整理保管

補助事業者は、補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿、その他関係書類を当該補助事業完了の日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

第20 委員会事務局の調査等

委員長は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

第21 委任

この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

別表 (第2関係)

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助率
<p>東京産食材を使用した米粉パンの商品開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体が消費者向けに販売する米粉パンの開発で、年度末までに商品化する取組とする。 ・商品開発する米粉パンは、東京産食材又はそれらを主原料とした加工品等を使用し、生地等に米粉を活用したものとする。 	<p>都内に主たる事業所がある食品製造事業者のうち、法人事業税、法人住民税等を滞納していない(都税事務所と協議のもと、分納している期間中も含む)ものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 商品化全般に関するもの 2 商品化に向けた試験・分析に関するもの 3 販売に向けた調査に関するもの 4 産業財産権出願・導入費 5 開発した商品のPRに関するもの 6 その他米粉等利用推進委員会委員長が認めたもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象経費の2分の1以内(ただし、「5 開発した商品のPRに関するもの」は補助対象経費の合計額の20分の1以内)とする。 2 1事業実施主体当たり補助金の上限は、200万円(補助対象経費400万円)とする。 3 補助金の千円未満の金額は切り捨てる。